

旭川市の保育と市立保育所の在り方

旭川市保育センター

事業計画(案) 概要版

1旭川市保育センターの設置

令和4年5月に策定した「旭川市の保育と市立保育所の在り方」（以下「在り方」という。）において、保育行政に係る取組を包括的かつ持続的に展開していくため、保育行政の中心的役割を担う「旭川市保育センター（仮称）」をこども育成課内に設置することとしています。

こうした在り方に基づく取組を推進するため、本市が目指す保育の推進に係る中核的な役割を担い、自ら保育に係るサービスの提供・支援を実施し、関係機関等との共有・連携により、全市的な取組へと展開・普及していくことを目的として「旭川市保育センター」（以下「保育センター」という。）を設置します。

市立保育所 神楽保育所を保育センターに位置付け、近文保育所は民間移譲に向けた検討を進めます。

神楽保育所を保育センター（保育部門）に位置付け、民間移譲の適性が高い近文保育所は、在り方に基づき、令和8年度以降の民間移譲に向けた検討を進めます。

2保育センター

名称 旭川市保育センター

運営開始 令和7年4月1日

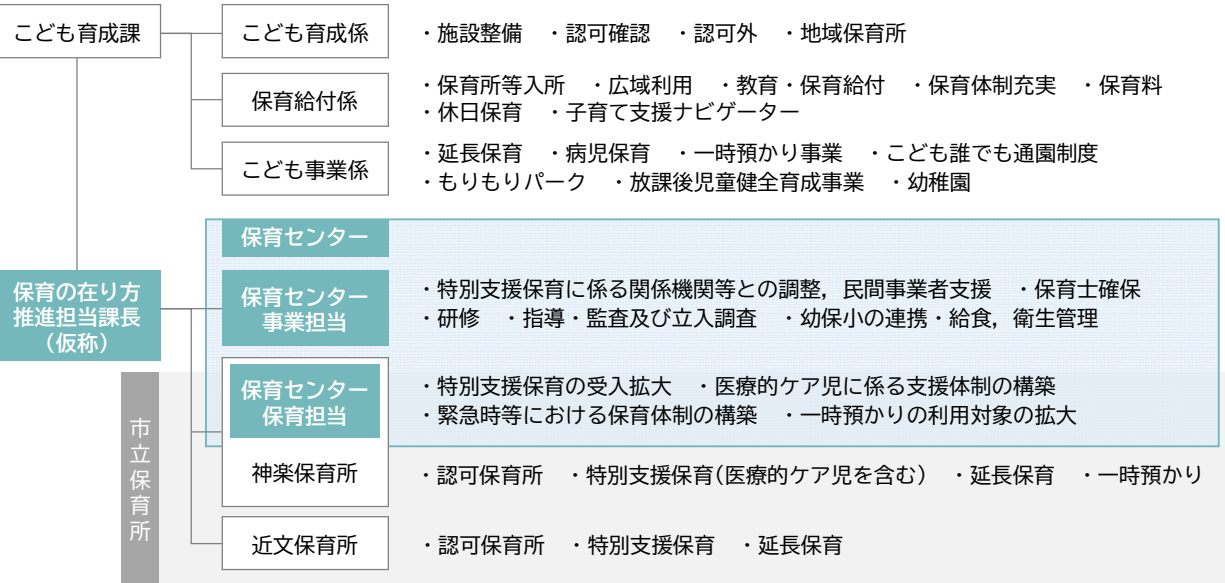
ビジョン 基本方針	ビジョン	保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる環境の実現
	基本方針	- 市全体の保育水準の向上 - 保育のセーフティネット - 地域の子育て支援の充実

機能・組織

- 保育センターは「事業部門」と「保育部門」の各機能を持ち、それぞれ「保育センター事業担当（新設スタッフ）」と「神楽保育所」が担当する。
- 保育センターを含めた在り方に基づく取組を推進するため、新たに「保育の在り方推進担当課長（仮称）」を配置する。

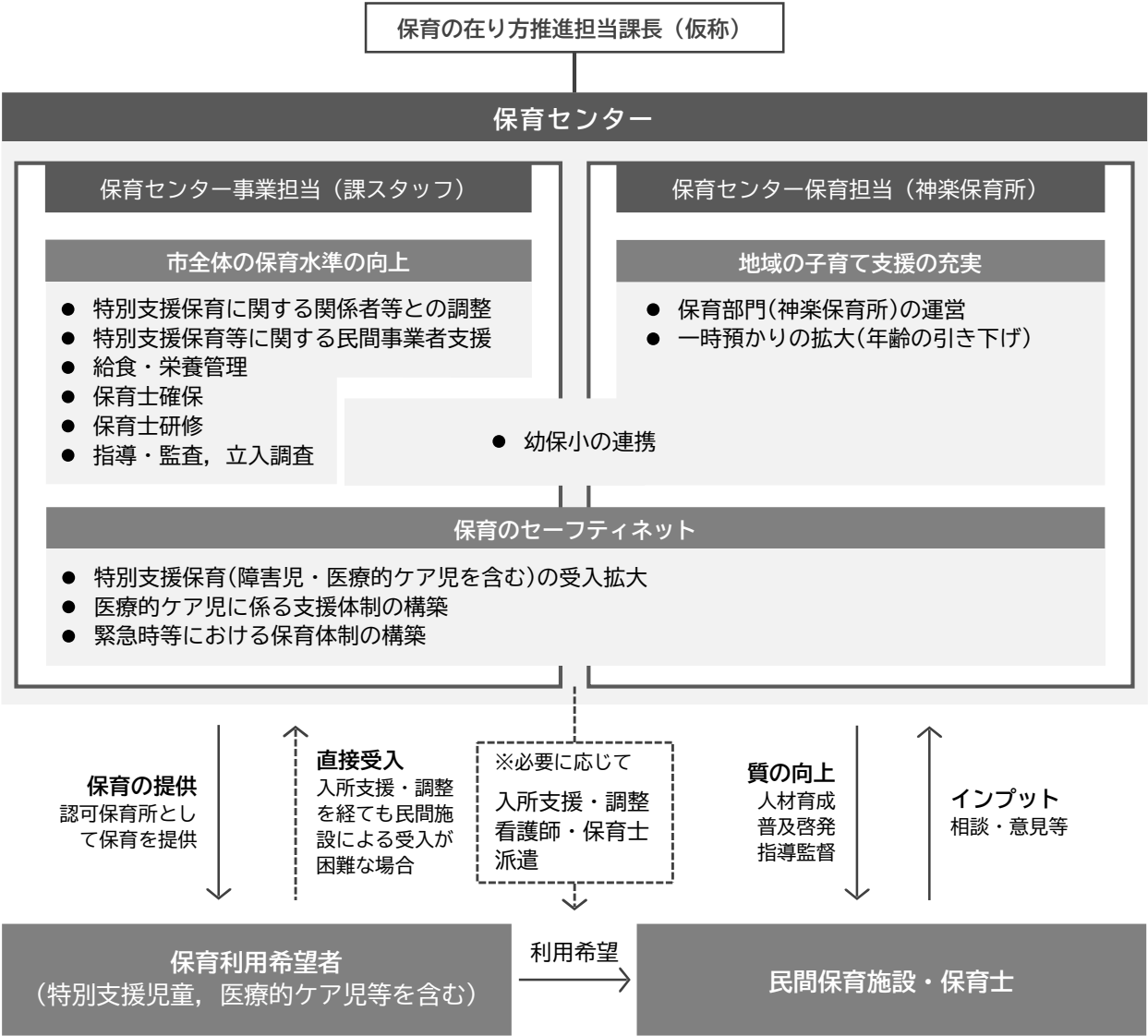
項目	事業部門	保育部門
機能	保育の推進に係る総合的な企画立案のほか、保育部門との共有・連携により、市内の教育・保育施設や保育従事者等を対象とした各種事業を実施する。	- 認可保育所として、特別支援児童や医療的ケア児を含む保育を必要とする子どもに保育等を提供する。 - 保育等の提供により得た情報やノウハウを事業部門と共有・連携し、事業構築を行う。
職員配置	- 保育施設等に対して、本市全体の保育水準の向上に係る取組を推進するため、事務職員のほか、保育士と看護師を配置する - 給食・栄養管理等を担う栄養士を配置する。	認可保育所の配置基準を満たす保育士等の配置をベースに、医療的ケア児等の受入体制整備のため、看護師を配置する。

保育センター設置後のこども育成課組織体制



施策・事業 基本方針に基づく各種施策を展開し、事務事業を実施します。

施策	主な事務事業
市全体の保育水準の向上	
特別支援保育に関する関係者・関係機関等との調整	● 関係機関等による連絡会議 ● 特別支援保育に係る保育見学, 交流保育 ● 入所支援, 観察保育
特別支援保育等に関する民間事業者への支援	● 民間施設への保育士等派遣 ● 特別支援児童の経過観察 ● 医療的ケア児受入に係る民間施設への看護師一時派遣 ● 給食・栄養管理
保育士確保	● 保育士宿舍借り上げ支援事業, 保育士体験ツアー ● 子育て支援員研修
保育士研修	● 基礎的研修, 専門知識, スキルアップ研修 ● 保育士同士の交流会
指導・監査及び立入調査	● 特定教育・保育施設等の指導・監査, 認可外保育施設への立入調査
保育のセーフティネット	
特別支援保育(障害児・医療的ケア児を含む)の受入拡大	● 保育センターでの医療的ケア児の受入, 一時預かり ● 医療的ケア児の受入支援(民間施設)
医療的ケア児に係る支援体制の構築	● 医療的ケア児等コーディネーターとの連携 ● 医療的ケア児の保育に係る相談対応, 受入に係る関係機関との連携
緊急時等における保育体制の構築	● 災害, 大型連休等に係る保育体制の整備, 災害時の応援要請への対応 ● 防災学習会の実施
地域の子育て支援の充実	
保育部門の運営	● 認可保育所としての機能, 役割 ● 保育センターの園開放
一時預かりの拡大	● 保育センターにおける利用対象の拡大
幼保小の連携	● 幼保小の連携に関する取組の普及, 発信



施設・設備等

事業部門は総合庁舎3階に置き、保育部門は神楽保育所に置きます。

在り方では、「事業部門と保育部門の一体的な配置が望ましい」としていましたが、本市の保育を取り巻く状況変化（利用児童の減少，ニーズの変化等）に柔軟に対応するため、当面の間は、事業部門を総合庁舎3階に配置し、保育部門は、利用者の利便性や地域の需給体制等を考慮し、市内中心部にある神楽保育所に置きます。

3 概要

名称	旭川市保育センター（あさひかわしほいくせんたー）
所在地	● 事業担当 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階 ● 保育担当（神楽保育所） 旭川市神楽4条8丁目 神楽保育所
運営開始日	令和7年4月1日
所属	子育て支援部こども育成課
職員	● 担当課長 1人 ● 事業担当 8人（事務4人，栄養士1人，保育士3人） ● 保育担当／神楽保育所 13人（保育士13人）